

関ヶ原町太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例の手引き

■はじめに

町では、太陽光発電設備の設置が史跡地の保全、関ヶ原古戦場の景観や豊かな自然環境、安心・安全な生活環境に及ぼす影響を鑑み、その設置に関して必要な規制等を行うことにより、豊かな地域社会の発展に寄与することを目的として、令和7年6月13日に「**関ヶ原町太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例**」を制定しました。

■条例の対象となる太陽光発電事業

条例の対象となるのは「**太陽光発電設備**」を「**設置及び増設**」し、発電する事業です。

・「太陽光発電設備」について

太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備で、発電出力が**50キロワット以上**のものを対象とします。

・「設置及び増設」について

設置及び増設のための木竹の伐採、切土、盛土、埋立て、掘削等の造成行為を含みます。

※既に設置されている太陽光発電設備の**改修は除きます**。

※建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する建築物に設置するものは除きます。

■それぞれの責務

この条例では、町・事業者・土地所有者の責務を以下のように定めています。

町の責務（条例第3条）

条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講じる。

事業者の責務（条例第4条）

○関係法令を遵守するとともに、景観及び自然環境等の保全並びに災害の発生の防止のために必要な措置を講じ、太陽光発電設備及び事業区域を安全かつ良好な状態に維持する。

○事業を廃止したときは、関係法令に基づき速やかに太陽光発電設備を撤去し、適正に処分しなければならない。

土地所有者の責務（条例第5条）

○条例の目的を達成するため、町の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

■抑制区域と禁止区域

景観や自然環境等の保全、災害発生の防止への影響が懸念される区域を「抑制区域」と「禁止区域」として下記の通り指定しています。

□抑制区域

- ・ 関ヶ原町景観条例（令和3年関ヶ原町条例第23号）に規定する**重要眺望区域**
- ・ 自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する**特別地域**

※町は、事業を実施しないよう**事業者**に協力を求めるものとします。

※事業者は、抑制区域において事業を実施しようとするときは、**あらかじめ町長と協議**しなければなりません。

□禁止区域

- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に規定する**急傾斜地崩壊危険区域**
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に規定する**土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域**
- ・ 砂防法（明治30年法律第29号）に規定する**指定区域**

■設置可能区域の整理

太陽光発電設備の発電出力			
50 キロワット以上			50 キロワット未満
①禁止区域	②抑制区域	①、②以外の区域	
設置不可	設置しないよう 協力を求める ※町と協議が必要	設置可能	設置可能

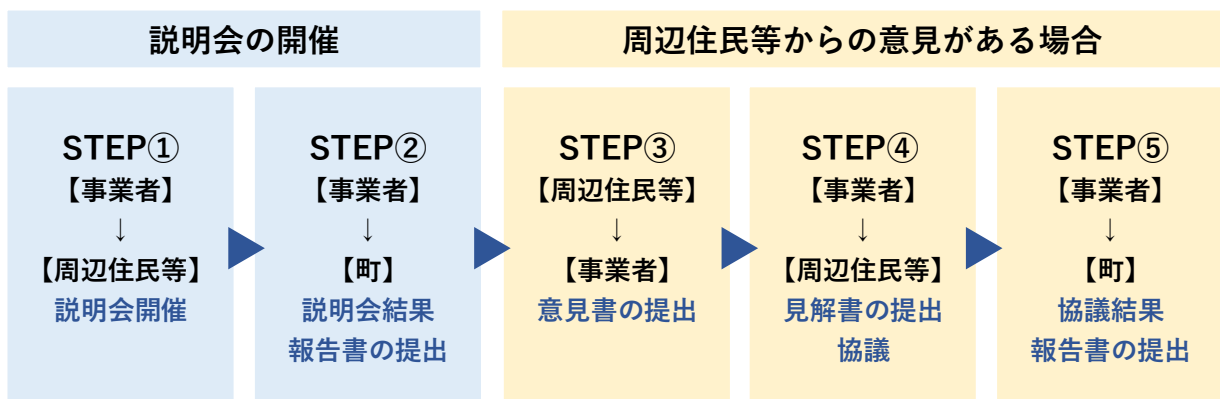
■周辺住民等への説明会について

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）による説明会を開催する場合、事業者は周辺住民及び関係者の理解を得られるよう努めなければなりません（STEP①）。また、説明会を開催したときは、説明会結果報告書を町に提出しなければなりません。

（STEP②）

周辺住民等は、説明会の開催日から30日以内に、事業者に対し事業計画に対する意見を記載した書類（意見書）を提出することができます。（STEP③）

事業者は、周辺住民等から意見書の提出があった場合は、当該意見書を提出した周辺住民等に対し見解書を提出し、協議しなければなりません（STEP④）。また、協議した結果、協議結果報告書として町に提出しなければなりません（STEP⑤）。



■条例に違反した場合

条例が遵守されない場合は、本町の助言・勧告・命令等を経て、事業者名等を公表します。

■お問い合わせ先

関ヶ原町役場 地域振興課

〒503-1592 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 894 番地の 58

TEL：0584-43-1112（直通）

最終更新日：令和7年6月13日